



天理市 空き家相続登記等支援補助金のご案内



空き家の賃貸・売買を行うために、
相続登記等費用の一部を補助します。

注意

- 「天理市空き家バンク」への登録が必須条件となります。補助金申請前に空き家バンク登録の申込みを行ってください。
- 登記事務の契約前に補助金の申請を行ってください。

対象経費の **1/2**
(千円未満切り捨て)

補助限度額 **5万円**

※同一の空家について1回限り

申請できる方（補助の対象者）

※次のいずれにも該当する方が対象です

- ①個人の空き家の所有者または相続人である方
- ②相続登記に係る手続きを司法書士又は弁護士に依頼して行った方
- ③天理市に納めるべき税金等に滞納がない方
- ④天理市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等でない方

補助の対象となる空き家物件

- ①相続登記完了後に空き家バンクに登録する空き家
- ②相続登記完了後に単独所有となる空き家
- ③空き家及びその存在する土地の所有者が同一である空き家
- ④補助金確定通知記載の日から2年間空き家バンクへ継続して登録を行う空き家

※ただし、売買又は賃貸借契約を締結したときはこの限りではありません。

補助の対象となる経費

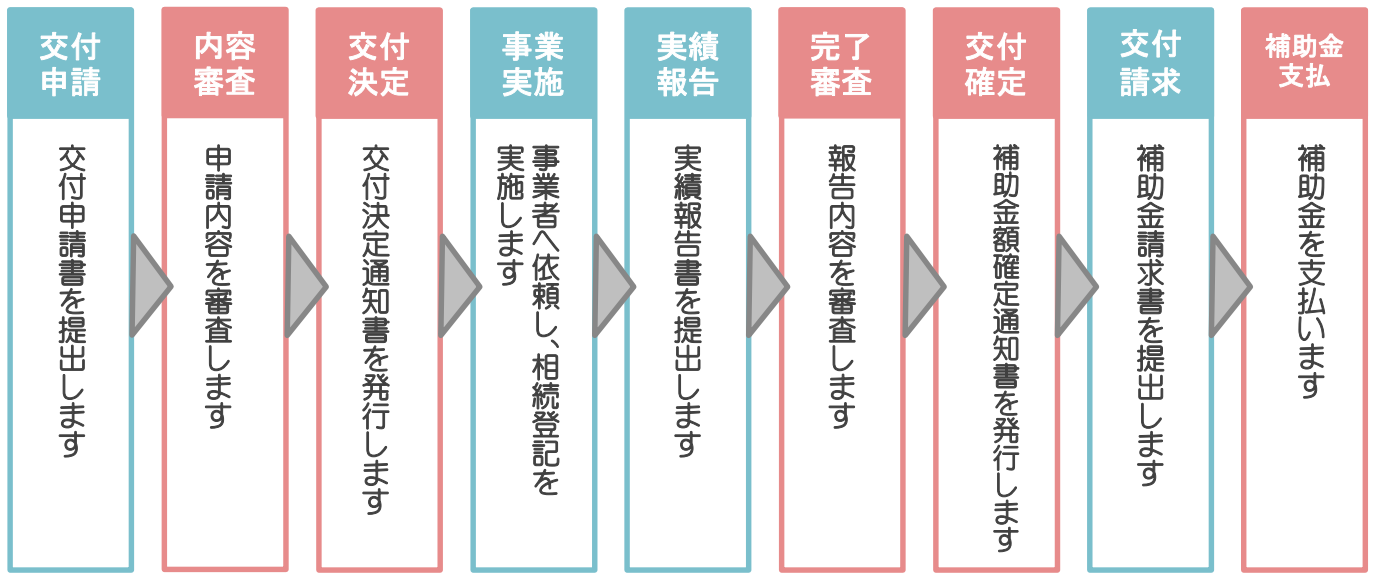
- ①相続登記事務にかかる司法書士又は弁護士に支払う報酬及びその他の費用
- ②相続人特定のための戸籍謄本等の発行に係る手数料及び通信料
- ③相続登記に関し土地家屋調査士等に支払う報酬及びその他費用

裏面へ
つづく

補助金申請の流れ

補助申請者

天理市



※契約後に金額の変更がある場合は変更申請が必要です。

交付申請に必要な書類

No	必要な書類	備考
1□	交付申請書(様式第1号)	※市のホームページからダウンロードできます
2□	登記事項証明書	※法務局で取得できます
3□	所有権保存登記又は未登記物件の登記である場合、相続であることがわかる書類の写し	
4□	見積書の写し	

実績報告に必要な書類

●報告期限：事業完了後から起算して30日以内又は交付決定年度の2月末日のいずれか早い期日まで

- ・実績報告書(様式第7号)
- ・経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ・相続登記完了後の登記事項証明書又は登記完了証の写し
- ・空き家バンク登録通知書の写し

- 予算の上限に達した時点で、年度内であっても受付け終了となります。
- 詳細は天理市空き家バンク利活用促進事業補助金交付要綱を確認してください。